

第134回愛媛県都市計画審議会の開催結果

- 1 会議の名称 第134回愛媛県都市計画審議会
- 2 開催日時 平成25年2月14日(木曜日) 14:30～
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂4階 農林水産・建設委員会室
- 4 出席者 委員16名
幹事12名

5 審議事項(議案)

- ・第880号議案 四国中央都市計画道路の変更
- ・第881号議案 西条都市計画道路の変更
- ・第882号議案 松山広域都市計画道路の変更
- ・第883号議案 宇和島都市計画道路の変更
- ・第884号議案 宇和島都市計画道路の変更
- ・第885号議案 西予都市計画道路の変更

6 審議の内容

以下の議案は、すべて原案どおり可決。ただし、第881号議案については、西条市の意見が当審議会の意見と同一であることを、審議会議長が後日確認後、正式に可決。

- ・第880号議案 四国中央都市計画道路の変更
都市計画道路中央村松線の終了点部80mにおいて、県道改良による右折車線設置のため、計画幅員を12mから15mに拡幅する。
- ・第881号議案 西条都市計画道路の変更
都市計画道路西条駅前朔日市線の終了点部740mについて、当区間に並行して代替道路となる市道等が整備されているため、計画を廃止する。
- ・第882号議案 松山広域都市計画道路の変更
長期にわたって事業に着手できない都市計画道路を多く抱える中、将来交通量やまちづくりの観点による必要性の検討をもとに、都市計画道路3路線(いずれも市道分)の一部見直しを行う。(3路線の一部区間の計画を廃止)
- ・第883号議案 宇和島都市計画道路の変更
人口や交通量の減少に対応した道路計画とするため、都市計画道路高田岩松線(国道56号)の改良工事計画に併せて、計画幅員を17.5mから12mに縮小する。
- ・第884号議案 宇和島都市計画道路の変更
- ・第885号議案 西予都市計画道路の変更
昨年3月に開通した四国横断自動車道の宇和島北IC～西予宇和IC間(都市計画道路宇和島宇和線)について、都市計画に定めている区域(建築規制区域)を、実際に道路用地として必要となった区域に変更する。

愛媛県都市計画審議会事務局：
土木部道路都市局都市計画課施設計画係
電話 089-912-2739
FAX 089-912-2734